

第 4 3 回 通 常 総 会

平成30年5月23日

愛媛県木材製材協同組合

総 会 次 第

平成30年5月23日(水)

16:00～16:30

松山市一番町1丁目13
国際ホテル松山 南館 1 F 鳳凰の間

1 開会のことば

2 代表理事挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議案審議

第1号議案 平成29年度事業報告・収支決算及び剰余金処分案について

第2号議案 平成30年度事業計画案及び収支予算案について

第3号議案 定款の変更について

その他

6 閉会のことば

第1号議案 平成29年度事業報告・収支決算及び剰余金処分案について

事業報告

1 原木安定確保と県産製品の安定的供給について

(1) 愛媛県木材市場連盟に参画し、優良原木の供給等について要請し、原木市場への安定供給に努めた。

また、これからの山林従事者の育成のため、林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部、愛媛県森林組合連合会と連携して、緑の雇用担い手育成事業による83名の担い手の育成を支援した。

2 経営体質の強化について

(1) 制度資金について

製材加工設備の改善・拡充及び製材用原木の安定購入等を図る組合員に対して、経営上有利な制度資金の斡旋につとめた。

① 林業・木材産業改善資金

- ・無利子、5～10年均等償還（毎年1回）
- ・貸付 2件 24,800千円（前年2件 25,700千円）

（有）小西木材加工所 ワイドベルトサンダー 1台

（有）内藤鋼業 キルン乾燥機 1台

② 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業（助成期間3年～8年）

- ・1件（前年度0件）

③ 木材産業体質強化対策事業（高次加工施設の借入金利子に対する助成）

- ・実績なし（前年度0件）

※ 借入金額と利率により定められる分担金を拠出する必要がある。

④ 木材産業高度化推進資金（素材引取資金、1～5年償還）

- ・実績なし（前年度0件）

(2) 愛媛県林業・木材産業構造改革プログラムの実施について

県は平成29年度に改正した「愛媛県林業・木材産業構造改革プログラム」により、林産物の供給および利用に関する目標を設定し、施策を進めているが、今年度も引き続きCLT等の高次加工製品の生産拡大や原木の安定供給体制の構築など関係組合員の取り組みを支援しており、県の「森林そ生緊急対策事業」等により、製材工場等5施設の設備改善等が実施され、経営の合理化と体質強化が図られた。

森林そ生緊急対策事業等による組合員の設備整備一覧

(事業実施：29年度)

設備整備の内容	工場数	事業費(円)	県補助金(円)
直交集成板加工施設装置	1工場	1,745,820,000	800,000,000
木材加工流通施設等整備	1工場	121,392,000	56,200,000
高性能林業機械等の導入	2組合	74,163,600	34,335,000
木質バイオマス供給施設整備	1組合	141,158,800	58,995,000
計	5工場	2,082,534,400	949,530,000

3 労働安全の確保について

- (1) フォークリフトの自主点検事業(委託)を実施し、会員の経費削減に寄与するとともに、運搬作業の安全確保を推進した。(42台点検実施(前年39台))
- (2) 林災防愛媛県支部と提携して、ゼロ災害運動リスクアセスメントを推進した。

4 業務実績

番号	年月日	場 所	内 容	担当者
1	29.4.13	松山市	平成28年度会計監査	三好常務他
2	29.4.26	〃	第100回理事会	井関理事長他
3	29.5.23	〃	第42回通常総会	井関理事長他
4	29.6.21	〃	平成29年度県中小企業団体中央会通常総会	三好専務

5 役員及び会員の状況

区 分	役 員			会 員
	常勤理事	非常勤理事	監 事	
前 年 度 末	1	16	3	54
就任又は入会				
退職又は退会				
本 年 度 末	1	16	3	54

財産目録

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科目	事項	金額
一. 資産の部		
I. 流動資産		5,572,080
1. 現金及び預金		4,519,988
	(1)現金	33,703
	(2)預金	4,486,285
	①普通預金(伊予銀行)普 3525108	30,175
	②普通預金(愛媛銀行)普 7317304	425,856
	③普通預金(商工中金)普 1010603	1,930,254
	④定期預金 愛媛銀行本店	2,000,000
	⑤定期預金 商工中金松山支店	100,000
2. 立替金		0
3. 未収金	林業改善資金事務手数料 フォークリフト特定自主検査料	1,052,092
II. 固定資産		1,130,000
1. 外部出資金		1,130,000
	県商工協同組合	50,000
	商工組合中央金庫	10,000
	(社)全国木材協同組合連合会	1,070,000
資産合計		6,702,080
二. 負債の部		
I. 流動負債		147,502
1. 未払金	フォークリフト自主点検外注費	147,502
II. 固定負債		0
負債合計		147,502
三. 正味資産の部		
I. 正味財産		6,554,578

貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金	33,703	1. 未払金	147,502
2. 普通預金①	30,175		
普通預金②	425,856		
普通預金③	1,930,254	流動負債計	147,502
定期預金④	2,000,000	II 固定負債	
定期預金⑤	100,000	固定負債計	0
3. 立替金	0	負債合計	
4. 未収金	1,052,092		147,502
		(三 純資産の部)	
流動資産計	5,572,080	I 組合員資本	
		1. 出資金	275,000
II 固定資産		出資金計	275,000
1. 外部出資金	1,130,000	II 利益剰余金	
固定資産計	1,130,000	1. 法定準備金	2,043,000
		2. その他利益剰余金	
		(1) 組合積立金	
		① 特別積立金	2,900,695
		② 全国大会積立金	1,298,894
		(2) 納税引当金	116,500
		3. 当期末処分剰余金	
		① 当期欠損金額	△ 79,511
		② 前期繰越剰余金	0
		利益剰余金計	6,279,578
資産合計	6,702,080	負債及び純資産合計	6,702,080

損益計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 収入の部

(単位:円)

借方				
科目	予算額	29 年度 決算額	差引 増減額	摘要
(一 事業収益の部)				
I 検査事業収入				
1. 特定自主検査料	2,000,000	2,711,664	711,664	フォークリフト自主点検
II 代行事業収益				
1. 受取事務手数料	2,000,000	870,852	△ 1,129,148	林業改善資金事務取扱
事業収益合計	4,000,000	3,582,516	△ 417,484	
(四 事業外収益の部)				
1. 受取利息	500	537	37	
2. 配当利息	10,000	300	△ 9,700	
3. 雑収入	10,000	13,980	3,980	
事業外収益合計	20,500	14,817	△ 5,683	
収益合計	4,020,500	3,597,333	△ 423,167	

損益計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

2. 支出の部

(単位:円)

貸方				
科目	予算額	29 年度 決算額	差引 増減額	摘要
(二 事業費用の部)				
I 検査事業費用				
1. 特定自主検査費	1,760,000	2,435,190	675,190	フォークリフト点検費用
II 代行事業費用				
1. 調査教育事業費	20,000	12,580	△ 7,420	林改資金指導費用 (木材協会へ)
事業費用合計	1,780,000	2,447,770	667,770	
【事業総利益金額】	2,220,000	1,134,746	△1,085,254	事業収益－事業費用
(三 一般管理費の部)				
I 人件費				
(1) 事務委託費	1,180,000	487,420	△ 692,580	木材協会へ (事務諸経費・人件費として)
II 業務費				
(1) 旅費交通費	400,000	200,050	△ 199,950	全国木材産業振興大会参加 旅費
(2) 通信運搬費	15,600	15,580	△ 20	切手代他
(3) 団体負担金	361,500	346,500	△ 15,000	全木協連会費 中小団体中央会費
(4) 支払手数料	16,000	9,828	△ 6,172	振込手数料他
(5) 会議費	150,000	54,000	△ 96,000	総会資料印刷代
(6) 雑費	35,000	33,700	△ 1,300	ダスキン他
2 諸税負担金				
(1) 法人税等	81,400	81,400	0	
(2) 租税公課	1,000	596	△ 404	預金利息
一般管理費合計	2,240,500	1,229,074	△ 1,011,426	
費用合計	4,020,500	3,676,844	△ 343,656	
【経常利益金額】	0	△ 79,511		

損失処理事案

平成30年3月31日

(単位：円)

1 当期末処分損失金	
当期純損失金額	△79,511
前期繰越剰余金	0
合 計	△79,511
2 損失てん補取崩額	
法定準備金	0
特別積立金	0
納税引当金取崩額	79,511
全国大会旅費積立金取崩額	0
合 計	79,511

上記のとおり処分します。

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、特定理事（理事長或いは作成に携わった理事）から受領した第43期（平成29年度）財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（又は損失処理案）を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第28条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されるため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1. 監査の方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常取るべき必要な方法を用いて調査した。


2. 監査結果の意見


- (1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、組合の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合しているものと認める。

3. 追記情報（記載すべき事項がある場合）

平成30年4月17日（監事が特定理事に監査報告を通知した日）

愛媛県木材製材協同組合

監事 瀬村 要二郎 

監事 林 満茂 

監事 大森 雄 

注)

「3. 追記情報」は記載すべき事項がある場合、例えば「正当な理由による会計方針の変更」「重要な偶発事象」「重要な後発事象」であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち、強調する必要がある事項を記載する。

第 2 号議案 平成 30 年度事業計画案及び収支予算案について

事業計画(案)

- ・平成 29 年の新設住宅着工は、全体で 965 千戸 (H28・967 千戸)、うち木造住宅は 545 千戸 (546 千戸)、木造率 57% (57%) と前年とほぼ同程度。
- ・今後、新設住宅着工戸数の減少が予測される中で、非居住用建築の木造化や木質化などへの取り組みが必要であり、この分野の建築の多くを占める鉄骨造に替わる木造の設計提案とともに木質部材の信頼性の向上や供給体制の整備などが課題。
- ・公共建築物等への木材利用については、平成 29 年に基本方針が変更され、可能な限り木造化と木質化を図るとし、CLT の利用や低層の公共建築物は積極的に木造化を促進するとされた。建築基準法の改正により学校の木造 3 階建てが可能になり、民間の公共的施設を含め木造・木質化は高まる傾向。法制度に基づく全国の市町村方針の作成は 90% (平成 30 年 1 月現在)。
- ・違法伐採対策推進のための合法性、持続可能性が証明された木材・木製品の使用への関心が高まる中で、合法木材の利用を政府調達から民間需要へと拡大を図る「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」が平成 29 年 5 月 20 日から施行。
- ・本県では、人工林の蓄積は年々増加しており、毎年の成長量 (H27・1,076 千 m³) は、県内の製材工場等の木材需要量 (852 千 m³) を上回り、森林資源を本格的に利用する段階。ヒノキ (H27・全国 2 位)・スギ (11 位) の素材生産量は全国有数であるが、今後はさらに原木需要に合わせた増産が課題。
- ・製材品の需要拡大を図るため、愛媛ブランド材「媛ひのき」「媛すぎ」を核とし、製品の品質と供給力の向上に努めるとともに、愛媛県の支援を受けて全国の大消費地や海外での販路拡大に取り組む。・公共施設等の木造、木質化が増加する傾向となり、一層、製品品質の信頼性や多様性が求められるようになり、今後は J A S 認定の取得とともに構造材から内装材製品の生産まで柔軟に対応できる体制の整備が不可欠となる。
- ・県産材製品の安定供給を進め、木材需要の拡大を図ることは、木材産業や建築・流通業の振興とともに県内の森林資源の整備に寄与し、林業を成長産業へ育成することとなり、地域経済の活性化に極めて大きな波及効果があると認識。
このような情勢を踏まえ、平成 30 年度事業は次の事項を重点的に推進する。

1. 原木の安定確保と県産製品の安定供給について

- (1)愛媛県木材市場連盟に参画し、優良原木の供給等について要請し、協会の原木安定確保への安定供給に努める。
- (2)一般社団法人愛媛県木材協会と連携し、県産材の需要拡大を積極的に推進するとともに、J A S 製品等の品質管理と性能が保証された製品の拡大に努める。

2. 経営体質の強化について

(1)平成 29 年度に改正された「愛媛県林業・木材産業構造改革プログラム」により、県は林産物の供給および利用に関する施策の具体的実現を図ることとしているが、当協同組合は高品質な J A S 製材品などを安定供給するため、県の補助事業等を活用して体質強化を図る施設整備を支援するなど、積極的に体制づくりに取り組む。

(2)新しい国産材時代に向けて、設備の改善・拡充及び製材用原木購入等を進める組合員に対して、経営上有利な制度資金の斡旋に努める。

①林業・木材産業改善資金

素材生産業、製材加工業が県産材の有効利用、生産の合理化、省力化、効率化等のために設置する高性能林業機械、木材乾燥施設及びモルダラー、製材加工機械等を対象とする資金である。

- ・ 県への申請 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月の 5 回
- ・ 無利子貸付（貸付決定後に機械設備を導入、設置することが原則）
- ・ 貸付限度額 法人、個人ともに 10,000 万円
 - * 経営診断 500 万円を超える場合（借入申込額と借入残額の合計）
 - * 連帯保証人 50 万円未満 1 人以上、50 万円～1,500 万円 2 人以上
1,500 万円以上 3 人以上（前年度 4 人）
 - * 限度額に達するまでの複数回貸付可能
- ・ 最長 10 年間に均等償還（機械、施設により異なる）

②木材産業高度化推進資金

- ・ 国産材原木購入に必要な資金（短期 1 年以内・長期 5 年以内）
- ・ 事前に県へ申請し、融資枠について知事の認定を受ける必要あり
- ・ 農林漁業信用基金へ融資枠に対応する出資金の拠出が必要条件

③木材産業体質強化対策事業等助成事業への対応

- ・ 高性能の林業機械、木材乾燥機・施設、含水率及び強度測定器械施設、プレカット加工施設等を対象とし、利子助成事業やリース助成事業等に対し、利活用を推進する。

以上のほか、農林漁業金融公庫の中小企業振興資金等についても活用の普及に努める。

3. 労働安全及び職場環境改善の推進について

(1)フォークリフトの自主点検業務(委託)を実施し、組合員の経営経費の節減に努めるとともに、運搬作業の安全確保を図る。

(2)林災防愛媛県支部と連携して、ゼロ災害運動の励行、職場環境の改善等リスクアセスメントの普及推進に努める。

収支予算書(案)

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

1. 収入の部

(単位:円)

借方				
科目	29 年度 決算額	予算額	差引 増減額	摘要
(一 事業収益の部)				
I 検査事業収入				
1. 特定自主検査料	2,711,664	2,500,000	△ 211,664	フォークリフト自主点検
II 代行事業収益				
1. 受取事務手数料	870,852	500,000	△ 370,852	林業改善償還金手数料 ¥227,790
事業収益合計	3,582,516	3,000,000	△ 582,516	
(四 事業外収益の部)				
1. 受取利息	537	500	△ 37	
2. 配当利息	300	500	200	
3. 雑収入	13,980	10,000	△ 3,980	
事業外収益合計	14,817	11,000	3,817	
収益合計	3,597,333	3,011,000	△ 586,333	

収支予算書(案)

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

2. 支出の部

(単位:円)

貸方				
科目	29 年度 決算額	予算額	差引 増減額	摘要
(二 事業費用の部)				
I 検査事業費用				
1. 特定自主検査費	2,435,190	2,200,000	△ 235,190	フォーカスポイント検費用
II 代行事業費用				
1. 調査教育事業費	12,580	10,000	△ 2,580	林改資金指導費用 (木材協会へ)
事業費用合計	2,447,770	2,210,000	△ 237,770	
【事業総利益金額】	1,134,746	790,000	2,210,000	事業収益－事業費用
(三 一般管理費の部)				
I 人件費				
(1) 事務委託費	487,420	160,000	△ 327,420	事務諸経費・人件費 (木材協会へ)
II 業務費				
(1) 旅費交通費	200,050	100,000	△ 100,050	全国木材産業振興大会参加旅費
(2) 通信運搬費	15,580	10,000	△ 5,580	切手代他
(3) 団体負担金	346,500	350,000	3,500	全木協連会費 中小団体中央会費
(4) 支払手数料	9,828	10,000	172	振込手数料他
(5) 会議費	54,000	54,000	0	総会資料印刷代
(6) 雑費	33,700	35,000	1,300	ダスキン他
2 諸税負担金			0	
(1) 法人税等	81,400	81,400	0	
(2) 租税公課	596	600	4	預金利息
一般管理費合計	1,229,074	801,000	△ 428,074	
費用合計	3,676,844	3,011,000	△ 665,844	
【経常利益金額】	△ 79,511	0		

第3号議案 定款の変更について

昭和49年に制定した愛媛県木材製材協同組合の定款を変更したい。

定款変更の趣旨は、当協同組合の役員任期の条項を一般社団法人愛媛県木材協会の役員任期の条項と同じ内容に変更し、役員改選等に伴う登記事務を円滑に処理するためである。

定款変更の審査機関から、今回の役員任期の変更に合わせて、組合員の資格や総会・理事会等に関する条項についても改正するよう指導があり、現定款の以下の条項を変更したい。

○役員任期に関する条項の変更

第5章 役員、顧問及び職員

現在 第25条 役員任期は、次のとおりとする。

- ・理事、監事 2年

変更案 第26条 役員任期は、次のとおりとする。

- ・理事、監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいづれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

○その他の条項の変更（審査機関等の指導による）

- ・第1章 総則 第6条（規約）
- ・第2章 事業 第7条2項（慶弔見舞金）
- ・第3章 組合員 第8条2項、第13条（6）（組合員の資格⇒暴力団員の排除）
第14条（脱退者の持分の払戻し）
第18条（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）
第20条（会計帳簿等の閲覧等）
- ・第5章 役員、顧問及び職員 第30条（代表理事の職務等）
- ・第6章 総会、理事会及び委員会 第39条（総会招集の手続）
第40条（臨時総会の招集請求）
第46条（総会の議事録）
第47条（理事会の招集権者）
第48条（理事会の招集手続）
第51条（理事会の議長及び議事録）
- ・第7章 会計 第54条（利益準備金）